

# “空家”の管理、できていますか？

空家は個人の財産です。所有者や管理者は空家を適切に管理する責任があります。  
**定期的に点検を行い、適切な状態で管理してください。**

空家を**放置**していると、**固定資産税**が増える可能性があります！

“管理不全空家等”  
“特定空家等”  
に認定されると…？

空家が放置され、生活環境の保全に不適切な状態となると「管理不全空家等」「特定空家等」に町が認定することがあります。認定後、町から指導・勧告が行われた場合、**住宅用地の特例措置が解除**され、**固定資産税が増える**可能性があります。

住宅用地の特例措置とは？：住宅用地に対する課税標準額を軽減するための特例制度です。特例が解除されると、税額が約**3～4倍**に増加する可能性があります。

空家はそのままの状態、  
必要な人に貸したり、売ることはできるかな…？

住めない空家を解体したい、補助金制度はある…？



## 「危険空家除却等支援補助金」のご案内

空家又は空家の跡地を地域活性化や地域課題の解決となる公益的な用途に活用する場合や空家の除却に対し、改修工事費や除却工事費の一部を補助しています。

### ■空家を改修する場合

○改修後の用途  
○補助限度額

体験学習施設、交流施設、文化施設 等  
補助率**2/3**（最大50万円）

### ■空家を除却する場合 （跡地活用有り）

○除却後の用途  
○補助限度額

ポケットパーク、コミュニティガーデン 等  
補助率**2/5**（最大50万円）

### ■空家を除却する場合 （跡地活用無し）

○主な要件  
○補助限度額

危険空家判定の結果が100点以上であること  
補助率**2/5**（最大30万円）

補助対象となる条件など、申請前に生活環境課までお問い合わせください。



<町HP>

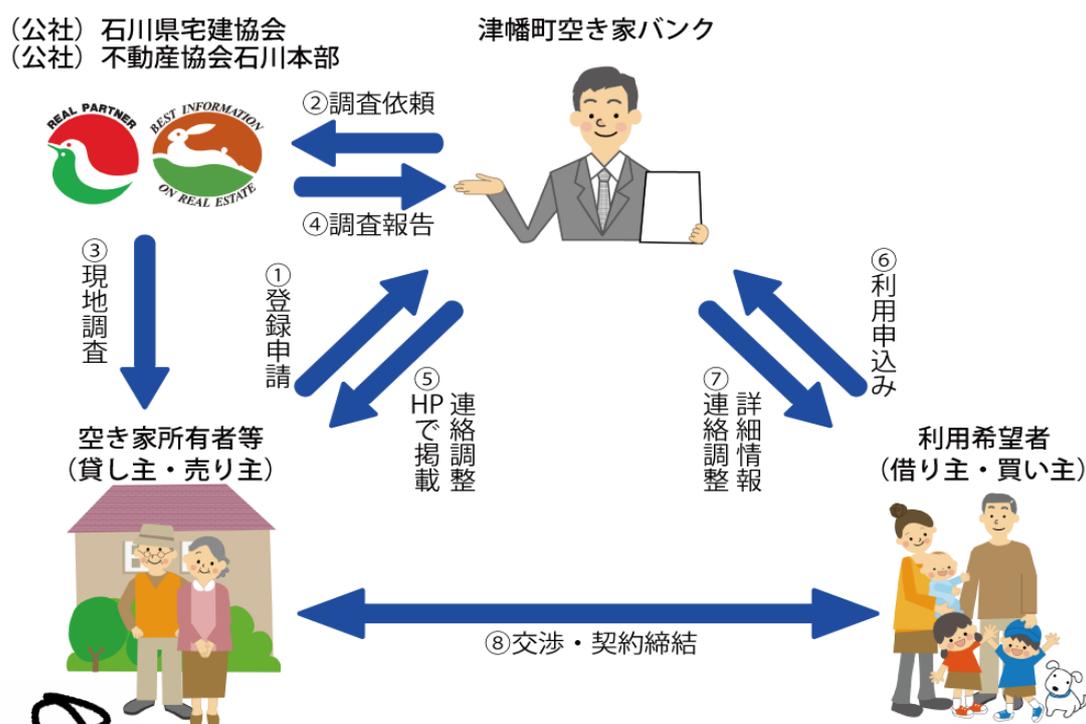


“貸したい・売りたい”と“借りたい・買いたい”の橋渡し  
空き家バンク制度についてはチラシ裏面へ！！

# “空き家バンク”制度について

空き家バンクとは、町内空き家の有効活用と定住促進を目的として、空き家を「貸したい・売りたい」と考える所有者にご登録いただいた物件情報を、空き家を「借りたい・買いたい」と思っている利用希望者にホームページ等を介して提供する制度です。

## ■仕組みの概要



登録できたとしても、利用したい方はいるのかな…?

これまでに32件の登録（途中で登録を抹消した物件を含む）があり、そのうち22件が成約となっています（R7.7.8現在）。**築年数の古い物件であっても、大規模な修繕を要しない空き家なら、バンクへの登録申込が可能です。**

現在、登録空き家が少なく、紹介を希望する問い合わせに十分に対応できない状況です。登録の促進にご協力をお願いいたします。

空家との今後の付き合い方について悩んでいる方、  
まずは、お気軽にご相談ください！



<町HP>

空き家バンク制度について…企画課(076-288-2158)  
危険空家除却等支援補助金について…生活環境課(076-288-6701)